ロ　割引率

(イ)　ポイントの付与

料金の額100円ごとに１ポイントを付与するものとする。

ただし、平成18年４月１日から平成23年３月31日までの間については、料金の額50円毎に１ポイントを付与するものとする。

(ロ)　ポイントによる割引

中日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数（別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。）に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円
200ポイント	500円
600ポイント	2,500円
1,000ポイント	8,000円

(ハ)　弾力的なポイントの付与及び割引

(イ)及び(ロ)に定めるほか、本協定第９条に定める道路資産の貸付料（以下「貸付料」という。）の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントを付与し又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に当社から国土交通省に届け出るものとする。

②　ＥＴＣ前納割引

イ　割引をする自動車

ＥＴＣクレジットカード（中日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、車載器とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。）を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

なお、上記にいう「車載器」は利用規程第３条第１号に規定する車載器をいう。以下同じ。

ロ　割引率

割引率は14パーセント以下とする。

③　深夜割引

イ　割引をする自動車

午前０時から午前４時までの間に通行する全自動車のうち、ＥＴＣクレジットカード、ＥＴＣパーソナルカード又はＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車（ＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能となった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす）

ロ　割引率

割引率は30パーセントとする。

ただし、(2)②については、平成26年３月31日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第３条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日（以下「平日」という。）についての割引率は50パーセントとする（平成21年４月29日から平成24年３月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）とし、(2)③については、平成24年３月31日までの平日についての割引率は50パーセントとする（平成21年４月29日から平成26年３月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。とし、また(2)④については、平成22年４月１日から平成26年３月31日までの平日についての割引率は50パーセントとする（平成22年４月１日から平成23年３月31日までの間、及び平成24年１月１日から平成26年３月31日までの間については休日についても割引率を50パーセントとする。）。

なお、本割引適用後の料金の額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（八王子バイパス及び西富士道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年３月28日から平成26年３月31日までとする。

④　通勤割引

イ　割引をする自動車

午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間に料金所を通行するＥＴＣ車。

ただし、上記の自動車が本割引（東日本高速道路株式会社又は西日本高速道路株式会社（以下「２会社」という。）が適用する通勤割引を含む。）の適用を１回受けた後、当該割引の適用を受けた一の時間帯（午前６時から午前９時までの間又は午後５時から午後８時までの間をいう。）に料金所を再度通行するときを除く。

なお、下表に定める場合についての本割引の適用回数は１回とし、二以上の場合に該当し得るときは合わせて１回とする。

連続して通行する甲インターチェンジと乙インターチェンジの間に、西富士道路を含む場合。
高速自動車国道第一東海自動車道と八王子バイパスを、高速自動車国道第一東海自動車道の海老名インターチェンジ、厚木インターチェンジ又は横浜町田インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
高速自動車国道中央自動車道富士吉田線と八王子バイパスを、高速自動車国道中央自動車道富士吉田線の八王子インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
一般国道271号（小田原厚木道路）と八王子バイパスを、一般国道271号（小田原厚木道路）の厚木西インターチェンジ、伊勢原インターチェンジ又は平塚東インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
東海北陸自動車道と安房峠道路を、東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジを経由し連続して通行する場合。
中央自動車道長野線と安房峠道路を、中央自動車道長野線の松本インターチェンジを経由し連続して通行する場合。

ロ　割引率

割引率は50パーセントとする。

なお、本割引適用後の料金の額に50円未満の端数が生じる場合には、24捨25入により、50円単位（八王子バイパス及び西富士道路については、割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、４捨５入により、10円単位。）の端数処理を行うこととする。

ハ　適用する期間

平成21年３月28日から平成26年３月31日までとする。